

事業計画

自 平成29年 4 月 1 日
至 平成30年 3 月 31日
公益社団法人 富山県公共嘱託登記司法書士協会

I. 事業実施方針

1. 公益法人移行5年目にあたり、その社会的使命を充分理解の上、定款第3条に掲げる目的規定の遂行に尽力する。
2. 協会創立31年の実績と信用を基盤とし、公共嘱託登記制度の一層の充実と発展を図る。
3. 土地家屋調査士協会との緊密な連携の下、公共事業が適切に実施されるよう共同事業体制の維持発展を図る。

II. 事業概要

1. 発注官公署に対するサービスの充実

- 公益法人として官公署の登記業務に資するよう、迅速かつ正確な事務処理に徹する。
スピーディーな処理及び納期厳守に向け、社員の事務処理をサポートするとともに社員の指導を行う。
- 官公署の登記業務担当者が業務を行う際に生ずる様々な疑問に対応するため、相談窓口を充実するなど官公署からの相談を受けやすい体制づくりを行う。
- 必要に応じて発注官公署との業務懇談会、業務打合せ会を開催する。
- 法律改正や実務の取扱いの変更があった場合に、官公署に対し迅速な情報提供や助言を行う。
- 不在者財産管理人、相続財産管理人及び成年後見人などの手続上必要な業務処理も積極的に行う。

2. 困難登記への積極的な対応

- 公共嘱託登記の処理困難事案の解決に向けて、協会社員の知恵と経験を総動員して事案の処理にあたる。
- 困難登記事例についての研究を行い、社員の業務能力の一層の向上を図る。
- 必要に応じ社員並びに発注官公署を対象とした研修会を開催する。
- 未登記、未処理案件などにつき、啓蒙と具体的活動を実施する。

3. 業務開発について

- 役員及び担当者が頻繁に官公署を訪問して受託開発に尽力する。
- 地区ごとの開発活動を活発化させる。
- 新たな受託先を開発する。
- 複雑な代位相続登記についての積極的な受注開発を行う。
- 事前調査業務からの受託を図る。
- 嘱託登記に関連する裁判所提出書類の作成業務の受託を積極的に推進する。
- 独立行政法人化等に伴って発生する嘱託登記の受託開発に努める。
- 法務局の地図整備に関連して発生する嘱託登記業務の受託を目指す。

4. 公共嘱託登記手続きに関する広報・相談体制の充実

- 公共事業推進に係る登記制度について一般市民の理解と手続きについての相談等を富山県司法書士会と連携しながら広報活動に取り組む。

5. 一般競争入札への移行など契約方法の変更に対し、適切な対応を行う。

- 公益法人として必要な契約方式につき研究検討する。
- 一般財団法人日本不動産登記法人協会及び全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会（全公連）による入札制度の研究調査につき全司協共々連携協力する。

6. 報酬改定への対応

- 報酬基準額の変更により、報酬規定の変更、見直しを行う。
- 発注官公署の理解の下、適正な報酬の確保を図る。

7. 公共事業の減少による官公署の予算削減が予想される中、安定的に事業運営ができるよう協会の内部体制づくりを行う。

- 効率的な運営、予算執行を行う。

8. 広報活動

- インターネット・ホームページを利用した対外広報の見直し。
- 公嘱だよりの記事充実等による対内広報。

9. 適正な業務処理に尽力する。

10. 関連諸団体との協力

- 土地家屋調査士協会との共同受託体制の堅持。
- 富山県司法書士会・政治連盟との連携協力。
- 中部ブロック連絡協議会との連携を強化し、情報収集・交換を図る。
- 全司協に対しては、適正かつ活発な事業活動、効率的な運営、単位協会への一層のサービス拡充、迅速な情報提供を行うこと等を求めていく。
日司連からの支援策を全司協共々検討する。
又、全国16協会に上る公嘱協会の解散単位会についても、嘱託登記制度の重要性に鑑みその復活に尽力することを要望する。

III. 組織活動

(1) 会計年度の期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

(2) 社員の数（平成29年4月1日現在）

総数 89名 内訳 富山地区 33名（うち、法人の主たる事務所1）（従たる事務所2）
高岡地区 23名（うち、法人の主たる事務所1）
魚津地区 18名
砺波地区 15名

(3) 当期中に入会が予定される社員の数 2名

(4) 会議開催予定

1	定時総会	1回
2	理事会	6回
3	常任理事会等	3回
4	会計監査	1回
5	連絡協議会	1回
6	検討委員会等	1回